

## 女性デジタル人材育成・就労支援モデル事業業務委託 企画提案公募実施要領

女性デジタル人材育成・就労支援モデル事業業務（以下「本業務」という。）の委託に関し、十分な企画力及び実施力を備えた事業者から企画提案を募るものとする。この企画提案について、企画提案をしようとする者（以下「提案者」という。）が熟知し、かつ遵守しなければならない一般的事項を「企画提案公募実施要領」（以下「実施要領」という。）として、次のとおり定める。

### 1 趣旨

本県は、令和5年を「人口減少危機突破元年」として、人口減少の危機を克服するための取り組みを開始しており、令和5年度に実施した「働き方改革等実態調査」において、30代から50代にかけて家事・育児・介護を理由に非正規雇用を選択した割合が高く、特に女性でこの傾向が顕著であることが判明した。

このため、需要が高く柔軟な働き方が可能なデジタル分野の人材を育成するモデル事業を実施し、時間や場所を選ばない、女性のライフスタイルに寄り添った人材育成・就労支援の在り方を検証する。

### 2 業務概要

#### (1) 業務名

女性デジタル人材育成・就労支援モデル事業業務

#### (2) 業務内容

別添「女性デジタル人材育成・就労支援モデル事業業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）による。

#### (3) 委託料上限額

11,402,000円（消費税及び地方消費税額相当額を含む）

※この金額は、本業務の調達における提案価格の上限額であり、契約時の予定価格を示すものではない。

※事業経費から受講料収入を引いた額が上記金額以内であるか確認する。山梨県から支払う委託料についても、事業経費から受講料収入を引いた額となるため注意すること。

#### (4) 委託期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

### 3 応募資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品等に係る競争入札に参加する者に必要な資格等（令和3年3月8日山梨県告示第67号）に規定する物品購入等入札参加有資格者名簿に登載されている者又は契約までに名簿に登載見込みの者であること。

- (3) この公告の日から企画提案審査の日までの間に、「山梨県建設工事請負契約に係る指名停止等措置要領」または「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (4) 県の業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当な者であると認められる者でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申し立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（更生手続開始又は再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であつてその役員が暴力団員でないこと。

#### 4 企画提案に係る日程（案）

企画提案公募公告	令和6年8月28日（水）
公募実施要領に関する質問受付期限	令和6年9月 3日（火）午後5時必着
公募実施要領に関する質問回答期限	令和6年9月 6日（金）
参加申込書受付期限	令和6年9月 9日（月）午後5時必着
企画提案書提出期限	令和6年9月17日（火）午後5時必着
企画提案プレゼンテーション審査（予定）	令和6年9月20日（金）
審査結果通知、契約締結、事業着手	令和6年9月下旬以降

#### 5 参加申込書の提出

- (1) 提出期間 令和6年8月28日（水）から9月9日（月）までの県の休日を除く毎日、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで。
- (2) 提出先 〒400-8501 山梨県甲府市丸の内1-6-1 県庁別館3階  
山梨県多様性社会・人材活躍推進局労政人材育成課 人材育成担当
- (3) 提出方法 持参又は郵送（提出期間内必着）とする。
- (4) 提出書類 以下の①、②を各1部提出すること。
  - ①参加申込書（様式第1号）
  - ②誓約書（様式第2号）
- (5) その他  
郵送により（4）の提出書類を提出した場合は、到着確認のため、電話連絡をすること。

#### 6 企画提案に係る質問

- (1) 受付期間 令和6年8月28日（水）から9月3日（火）午後5時まで。
- (2) 提出先 山梨県多様性社会・人材活躍推進局労政人材育成課 人材育成担当

電子メール rosei-jin@pref.yamanashi.lg.jp

- (3) 提出方法 電子メールとする。件名を「女性デジタル人材育成・就労支援モデル事業業務委託企画提案公募に関する質問」とし、電話にて事務局にメールの受信確認を行うこと。
- (4) 提出書類 質問票（様式第3号）
- (5) 回答方法 令和6年9月6日（金）までに質問者へ電子メールで送付及びホームページに掲載する。

## 7 企画提案書の提出

- (1) 提出期間 令和6年9月10日（火）から9月17日（火）までの県の休日を除く毎日、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで。
- (2) 提出先 〒400-8501 山梨県甲府市丸の内1-6-1 県庁別館3階  
山梨県多様性社会・人材活躍推進局労政人材育成課 人材育成担当
- (3) 提出方法 持参又は郵送（提出期間内必着）とする。
- (4) 提出書類
  - ①企画提案書かがみ（様式第4号）
  - ②企画提案書（任意様式）
  - ③会社概要等整理票（様式第5号）
  - ④受託実績整理票（様式第6号）
  - ⑤見積書（任意様式） ※宛名は「山梨県知事 長崎幸太郎」とすること。
- (5) 提案数 1社1提案のみとする。
- (6) 提出部数 6部（A4判） 正本1部、副本5部  
※パンフレット等の添付書類がある場合は、別綴りとする。
- (7) 作成にあたっての留意点
  - ① 提出書類は原則としてA4判で作成し、文字は10.5ポイント以上、上下左右に20mm以上の余白を設定すること。（A3判の仕様はやむを得ない場合のみに限ることとし、その場合は片面、Z折りとする。）
  - ② (4) ②の企画提案書は両面印刷とする。（用紙が縦の場合は左右開き、横の場合は上下開きとする。）ただし、構成上必要な部分においては片面でも良い。
  - ③ 表紙・目次（添付書類一覧表を含む）を付け、ページ下にはページ番号を符番すること。
  - ④ 提案内容は、事業に関する考え方や実施方法等について、表や図等も活用しながら分かりやすく、かつ簡潔・明瞭に記載すること。
- (8) 提出書類の内容
  - ① 企画提案書には仕様書に基づき、具体的な取組方針、業務スケジュール、実施体制、実施方法等を記載すること。
  - ② 仕様書に記載されていない事項であっても、業務の推進・目的達成のために必要と認められる事項については、委託料の上限額の範囲内で、積極的に提案す

ること。

- ③できる限り別添「女性デジタル人材育成・就労支援モデル事業業務委託に係る委託候補者選定の手順及び審査の基準」（以下「審査基準」という。）の項目に沿って企画提案書の作成とプレゼンテーションを行うこと。

また、特徴や利用者にとって有益と考えられる追加提案や独自のアイデア等がある場合は、わかりやすく記載すること。

- ④見積書については次のとおりとする。

ア 見積額は「一式」ではなく、項目ごとに記載すること。（運営費、研修経費、広報費等）

イ 見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）を基準に契約の協議を行うので、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税を除いた金額を見積書に記載すること。

ウ 受講料については本人負担分を徴収することとしているため、事業見積額から受講生が負担する受講料を差し引いた額で積算すること。

(9) その他

- ①郵送により企画提案書を提出した場合には、到着確認のため、電話連絡をすること。  
②提出期限後における企画書の再提出、差し替えは一切認めない。

8 審査、選定方法等

(1) 審査会

企画提案審査は、審査基準に基づき、女性デジタル人材育成・就労支援モデル事業業務に係る企画提案審査会（以下、「審査会」という。）が行う。

(2) 審査の実施

企画提案書の内容について、プレゼンテーションの機会を設けることとする。プレゼンテーションは企画提案書の内容を審査委員に説明し、審査委員の質問に回答する形式で行うものとする。この際、企画提案書と関係のないことは説明できない。なお、プレゼンテーションは非公開とする。

(3) 選定方法

- ①審査会は、審査基準に基づき、企画提案ごとに審査委員の評価点を集計し、その評価点の合計が最も高い企画提案書を提出した提案者を委託先候補者として選定する。得点が同点の者が生じた場合は、審査会において協議の上、順位を決定する。なお、提案者が1社の場合であっても同様に審査を行い、業務を適切に実施できると判断した場合は、当該提案者を委託先候補者として選定する。

- ②企画提案審査は、提出のあった企画提案書と見積書をもとに、プレゼンテーション（20分）と質疑応答（20分）により行うが、提案者数によっては、時

間を短縮する場合がある。また、企画提案の説明及び質疑への応答は、主担当者となる者が行うこととし、会場への入室者は2名以内とする。

③審査会の日時及び場所等は、以下のとおり予定しているが、詳細は企画提案書提出者宛別途連絡をするものとする。

・実施日 令和6年9月20日(金)(予定) 時間、場所は別途通知する。

※審査会の日時は前後する可能性がある。

・実施時間 9:00～17:00の間で実施

・実施場所 山梨県庁内

## 9 審査結果の通知

(1) 審査結果については、選定・不選定にかかわらず書面により通知するものとする。

(2) 企画提案の効力

次のいずれかに該当するときは、その者の企画提案は無効とする。

①企画提案に参加する資格のない者が提案したとき

②所定の日時及び場所に企画提案書を提出しないとき

③同一人が2件以上の企画提案をしたとき

④企画提案に関してその他不正の行為があったとき

⑤見積書の金額が不明な企画提案をしたとき

⑥その他、指示した事項及び企画提案に関する条件に違反したとき

## 10 契約の締結等

(1) 8により選定された提案者を契約締結候補者として、委託業務に関して必要な協議を行う(その際、企画提案書の内容は、協議の上、変更する場合がある。)

ものとし、協議が合意に至った場合は、本委託業務の契約の手続きを行う。

(2) 契約締結候補者との協議が整わず契約の見込みがないときは、次点の提案者と契約に向けた協議を行い、前項に準じて契約する。

(3) 契約については、予算の範囲内で随意契約を行うものとする。

## 11 その他

(1) 参加申込書提出後に企画提案への参加を辞退する場合は、辞退届出書(様式第7号)を事務局へ提出すること。なお、企画提案の辞退は自由であり、当該辞退による不利益な取り扱いを行わない。

(2) 提出された企画提案書は返却しない。なお、県は提出された書類について、本企画提案以外の目的で提案者に無断で使用しない。

(3) 企画提案に要する一切の経費は、提案者負担とする。

(4) 著作権法等の法令を遵守することとし、企画提案書の記載が、法令に基づいて保護されている第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負うこととする。

1 2 事務局（問い合わせ先）

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内1-6-1 県庁別館3階

山梨県多様性社会・人材活躍推進局労政人材育成課 人材育成担当

電話 055-223-1567

電子メール [rosei-jin@pref.yamanashi.lg.jp](mailto:rosei-jin@pref.yamanashi.lg.jp)

(別添)

## 女性デジタル人材育成・就労支援モデル事業業務委託 企画提案公募採点表

### 1 採点の手順

#### (1) 審査委員による企画提案の審査

○各項目の得点を合計したものを審査点とする。

#### (2) 委託候補者の選定

○各審査委員の審査点を合計して総合点を算出し、得点の多い順に委託候補者として選定する。

○ただし、次のいずれかに該当する企画提案者は順位にかかわらず委託候補者とししない。

・審査委員の2名以上が評価点2点（配点10点の項目は4点）以下とした審査項目が1つ以上ある場合

・審査委員の1名以上が審査点を50点未満とした場合

○総合得点が同点の者が生じた場合は、審査会において協議の上、順位を決定する。

### 2 審査基準

審査項目		審査内容	配点	
			90点満点	
1	実施体制	運営体制	事業実施にあたり、実施体制、実施スケジュールが整っており、本業務を効果的に実施できる体制か。	10
2		業務実施の確実性	過去に類似事業で良好な実績をあげており、本業務の遂行に有益な知見を有していると判断できるか。	10
3	事業内容	業務内容の理解度	委託業務の目的や内容、本県の施策について十分理解しているか。	10
4		デジタル人材の育成	講座内容が具体的であり、デジタルスキルを活用した就労につながる内容・構成となっているか。	10
5			講座の実施にあたり、離脱率を防ぐため参加者に寄り添ったフォロー体制が提案されているか。	10
6		就労支援	参加者の要望を考慮した就労の機会を創出する具体的な方法が提案されているか。	10
7		周知・広報	本事業を効率的・効果的に周知し、参加を見込める具体的な集客方法が提案がされているか。	10
8		効果検証	参加者の事業に対する理解度や事業の効果検証するための方法が提案されているか。	10
9		業務遂行の柔軟性	県やその他関係者の意見等を踏まえ、検討内容を柔軟に見直し、精緻化を図る工夫があるか。	5
10	経済性	見積額	事業の実施に必要な経費が受講料個人負担額も考慮して適切に見積もられ、県の予算の範囲内であるか。	5
合計			90	

各評価項目の評価点は次を目安に評価する。

5：特に優れている 4：優れている 3：標準 2：やや劣っている 1：特に劣っている

※配点が10点の項目は5を標準として、1点単位で評価する。